

新型コロナウイルス感染症に関連した 人権への配慮について

令和3年4月21日更新

町民の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染は、収束することなく拡大しており、滋賀県内においても多数の感染が確認されています。

こうした中、感染された人やそのご家族、また医療機関の関係者やそのご家族、特定の国の人などに対し、不当な扱いや、いやがらせ、いじめを行ったり、SNS等での誹謗中傷や差別的な書き込みをしたりする行為がいまだに見られるなど、不確かな情報や誤った認識によって人権侵害につながる事象が起こっています。こうした人権侵害は決して許されるものではありません。

偏見や差別の事例

(感染したことを理由に解雇される)



(回復しているのに出社を拒否される)



(病院で感染者が出たことを理由に、子どもの保育園等の利用を拒否される)



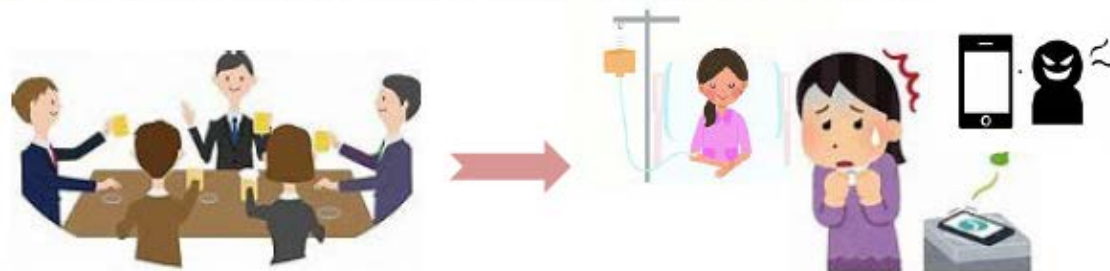
(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 特措法における偏見・差別を防止するための規定に関するリーフレットから抜粋

感染された人等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安をあおり、感染拡大防止の取り組みの妨げにもなります。感染のリスクは誰にでもあります。その中で、感染症のまん延を防ぐには、新型コロナウイルス感染症に関する**正しい知識や情報**のもと、一人ひとりが**お互いを思いやる気持ち**をもって**冷静に行動**することが何よりも大切です。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

法務省人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの人権相談を受け付けています。一人で悩まずに、ご相談ください。

人権に関する相談窓口

- みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

TEL 0570-003-110 (平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

※最寄りの法務局・支局につながります。

- 子どもの人権 110 番

TEL 0120-007-110 (平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- 外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)

TEL 0570-090911 (平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分)

- インターネットによる人権相談窓口

法務省インターネット人権相談

⇒ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

